

申立書

求職活動中の人【記入例】

(新規申込用)

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

※ **保護者・同居者**(続柄)記入欄

申立人	(ふりがな)
	氏名 筑紫野 和子 (生年月日 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日)
	住所
	筑紫野市石崎〇一〇〇一〇

第一希望保育所(園)名

〇〇保育園

児 童 名	年 齢
筑紫野 太郎	0

私は、下記のとおり求職活動を行っていることを申し立てます。

「就職する企業に内定している」に☑がある場合、勤務予定先へ確認の電話等をさせていただく場合があります。
また、実際の就労時間等が予定と異なる場合、変更後の内容で再度入所調整を行いますので、その結果、入所取消となる場合があります。

求職活動の方法(□にチェックをしてください。複数選択可)

☐ 就職する企業に内定している(内定通知書や就労時間等が分かるものを添付。後日、就労証明書を提出。)

・勤務予定先
(連絡先)

・勤務開始予定日 年 月 日

・月当たりの就労日数(予定): 日

・月当たりの就労時間(予定): 時間

☒ ハローワーク(公共職業安定所)に通っている

☐ ハローワーク(公共職業安定所)以外の就職支援サービスを受けている

☐ 新聞の求人情報(チラシ・広告)を見て仕事を探している

☐ インターネットで求人情報を検索して仕事を探している

☐ 面接を受けている

☐ その他(具体的に)

該当する場合、雇用契約上(予定)の就労時間(休憩時間を含む)をご記入ください。

※ 求職活動による保育所申込み有効期間は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日(入所希望日から90日後の属する月末)までです。期間内に就労証明書の提出がない場合は、利用調整の対象外となります。また、同一の事由(求職活動中)での再認定はできません。

※ 求職活動による保育所入所後、入所日から90日後の属する月末までに就職し、就労証明書を提出してください。提出しなかった場合は、保育所を退所となります。

※ 就労により保育所を利用するためには、月64時間(概ね1日4時間以上かつ週4日以上)の就労時間が必要です。なお、就労時間が月120時間未満の場合は9時から17時までの保育短時間認定、月120時間以上の場合が7時から18時までの保育標準時間認定になります。